旅行者の日本帰国前コロナ検査による陽性事例(注意喚起)

令和4年6月24日(総22第57号) 在デンパサール日本国総領事館

- ●旅行者が日本帰国前のコロナ検査で陽性となるケースが増えています。
- ●旅行中に感染すると帰国困難となることを理解の上、感染リスクのある行動を控え、 保健プロトコールを順守してご自身の安全確保に努めてください。
- ●万一に備え、海外旅行保険への加入をお勧めいたします。

1 事例

最近、邦人旅行者が日本帰国前のコロナ検査で陽性判定となり対応に窮して当館に 複数相談が寄せられています。また、ヌサドゥア地区の5つ星ホテルに宿泊していた 邦人旅行者がホテル側の対応に不審を抱き困惑して相談が寄せられています。

ホテルによっては、隔離のための宿泊を認めない場合や隔離先・移動の手配等、きめ細かな接客・対応が得られない場合があります。現下の状況におけるホテル選びは、ホテルランクや設備等のハード面だけでなく、帰国前検査で陽性となった場合の延泊(隔離)の可否やコロナ陽性者への対応等を予め確認して、万一にも備えておくことをお勧めいたします。

2 指定隔離施設(6月23日現在)

バリ州関係当局によれば、現在ギャニャール県内に2施設(<u>https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100361957.pdf</u>) となります。

3 陽性判定後の対応

(1) 先ずお泊まりの宿に延泊の可否を確認するとともに、利用の航空会社等に連絡の上、帰国日程の変更を行う。

(2)隔離期間等

ア 無症状・軽症の方は、陽性判明時から5日(5×24時間)間、宿泊施設で隔離となる。隔離後 PCR 検査の上、陰性確認次第、陰性証明書を取得する。陽性の場合には、更に5日(5×24時間)間の隔離となる。予め医療機関に隔離期間を経過し、感染症から回復後であることを証明する診断書作成の可否を確認の上、隔離後医療機関等から回復証明書を取得する。

イ 入院治療が必要な場合には、医療機関又は加入している海外旅行保険の緊急医療 アシスタンスサービスを通じて、受入可能な病院を探す。

4 海外旅行保険

6月8日以降、インドネシア入国時の海外旅行保険加入書の提示は不要となりましたが、万一のコロナ陽性や病気・怪我に備え、可能な限り充実した海外旅行傷害保険への加入をお勧めいたします。

5 インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。当地への旅行を予定する方は、当館ホームページ(https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/03_00info_jp.html)や在インドネシア日本国大使館の FAQ(https://www.id.emb-japan.go.jp/info20_20j_nyukokuFAQ.html)等から最新の関連情報を入手の上、不明な点は、インドネシア政府の在外機関である在京インドネシア大使館(https://kemlu.go.id/tokyo/lc)や在大阪インドネシア総領事館(https://kemlu.go.id/osaka/lc)、ご利用の航空会社や旅行代理店等にも確認してください。